

貸金業法	貸金業法施行令	貸金業法施行規則	監督指針(抄)
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 国又は地方公共団体が行うもの</p> <p>二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの</p> <p>三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの</p> <p>四 事業者がその従業者に対して行うもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの</p> <p>2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。</p> <p>3 この法律において「貸付けの契約」とは、</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「極度方式貸付け」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機関」又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法(以下「法」という。)第二条第一項から第三項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、極度方式基本契約、極度方式貸付け、貸金業協会、電磁的方法、指定信用情報機関、指定試験機関又は登録講習機関をいう。</p> <p>(貸金業の範囲からの除外)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる団体(その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条の三 この府令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。</p>	<p>I-1-1 貸金業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1-1 貸金業の監督の目的</p> <p>貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。</p> <p>他方、貸金業の利用については、その対価として高い金利が求められ、返済可能性を十分に考慮しない安易な借入れが多重債務化につながるりやすいとの指摘がある。また、貸金業者のビジネスモデルについても、適切な規制や監督を欠く場合には、このようなリスクを利用者に理解させ債務者の破綻を未然に防止する取組みが不十分のまま、過度な貸付けや債権回収が行われるおそれがあると指摘されている。</p> <p>貸金業法(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制機関である貸金業協会(以下「協会」という。)の認可等を的確に実施し、貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを監督の目的とする。</p> <p>I-1-1-2 貸金業監督の基本的枠組み</p> <p>貸金業の監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。</p> <p>第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)の所在範囲によって、国(財務局(福岡財務支局及</p>

貸金業法	貸金業法施行令	貸金業法施行規則	監督指針(抄)
<p>貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。</p> <p>4 この法律において「顧客等」とは、資金需要者である顧客又は保証人となる者とする者をいう。</p> <p>5 この法律において「債務者等」とは、債務者又は保証人をいう。</p> <p>6 この法律において「資金需要者等」とは、顧客等又は債務者等をいう。</p> <p>7 この法律において「極度方式基本契約」とは、貸付けに係る契約のうち、資金需要者である顧客によりあらかじめ定められた条件に従った返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において貸付けを行うことを約するものをいう。</p> <p>8 この法律において「極度方式貸付け」とは、極度方式基本契約に基づく貸付けをいう。</p> <p>9 この法律において「極度方式保証契約」とは、極度方式基本契約に基づく不特定の債務を主たる債務とする保証契約をいう。</p> <p>10 この法律において「貸金業協会」とは、第三章第一節の規定に基づいて設立された法人をいう。</p> <p>11 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。</p> <p>12 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。</p> <p>13 この法律において「信用情報」とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金返済能力に関する情報をいう。</p>	<p>イ 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八八条の二(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の職員団体又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の組合</p> <p>ロ 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の労働組合</p> <p>二 次に掲げる法人(収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。)</p> <p>イ 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>ロ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)その他の特別の法律に基づき設立された法人</p> <p>三 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの</p> <p>四 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品取引所の会員等(会員又は同条第十一項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>五 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十三項に規定するもの</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十一条に規定する内閣府令で定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第一条の二 法第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けたい旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法</p>	<p>び沖繩総合事務局を含む。以下同じ。)又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情を関連する監督当局に適切に回付する等、国(財務局)及び都道府県が連携して、監督情報の共有と集約に努める必要がある。</p> <p>第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であつて、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。</p> <p>第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加入していない貸金業者(以下「非協会員」という。)については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則(協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。)に則った社内規則等(協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。)に則った社内規則等を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。)の作成・変更命令をはじめとする監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。</p> <p>I-1-3 貸金業監督部局の基本的役割 貸金業者の監督に当たっては、検査部局の</p>